

2015年11月



葵総合経営センターだより

特集

『マイナンバー制度の実務対応②』

『マイナンバー制度導入後の年末調整留意点』

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「清流の秋」牛場塗装 牛場建一氏 撮影

目次

2	インバウンド対応	11	賃料増減額請求権
3	ふるさと納税	12	習近平中国主席について思う
4	マイナンバー制度の実務対応②	13	康友会入会のご案内
8	マイナンバー制度導入後の 年末調整留意点	11・12月の税務労務	
10	医療・介護の人手不足とマネジメント	14	御案内

インバウンド対応

センター代表 杉浦 康晴

国税庁が発表した2014年度の法人税の申告事績によると、今年6月末現在の法人数は前年度から0.4%増の301万9千法人で、うち2014年度内に決算期を迎え今年7月末までに申告した法人は、同0.8%増の279万4千法人だった。その申告所得金額は同9.7%増の58兆4,433億円、申告税額の総額も同2.1%増の11兆1,694億円と、ともに5年連続増加した。申告所得金額の総額については過去最高を記録している。この結果、法人の黒字申告割合は、前年度に比べ1.5ポイント上昇して30.6%となり、4年連続の増加となった。黒字申告割合が3割を超えたのは、リーマン・ショック前の2007年度以来7年ぶりである。もっとも、法人の黒字申告割合は、過去最高だった1973年度(65.4%)の半分にも満たない低い数字が、1993年度から22年も続いていることになり、黒字申告割合は低水準が続いている。

5年連続の増加となった黒字法人の申告所得金額は、黒字申告1件あたりでは前年度に比べて3.1%増の6,826万円となった。一方で、申告欠損金額も同13.2%増の14兆4,553億円、赤字申告1件あたりの欠損金額も同14.8%増の746万円と、ともに増加しており、業績においては、企業間、業種間で明暗があることがうかがえる結果となった。

今後期待される業種として、地方創生策の方策としても推し進められている観光産業であるが、中でもインバウンド(訪日外国人)を対象とするビジネスのすそ野が広がっている。特にホテルや土産物店などに外国人向けのサービスを提供す

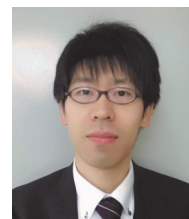
るIT企業や人材派遣会社などが存在感を増している。この2業種はツーリズム世界では「縁の下の力持ち」的な役割だったが、外国人旅行者の急増に伴い、ビジネスチャンスが大きく広がり異業種が目白押しで参入している。

9月下旬に東京ビッグサイトで開かれた旅行業の見本市「ツーリズムEXPOジャパン」では来場者が満杯で、会場ではインバウンド需要の取込みに参加したいIT企業の社員たちが旅行会社や自治体、宿泊施設などに対してアプローチをしていた。「ツーリズムEXPOジャパン」は昨年、国内旅行と海外旅行のイベントが統合され、今回が2回目で活況ぶりが直に伝わる。出展ブースには120カ国の外貨での支払いを決済する端末機や免税手続きが簡単にできるシステムの最新鋭機が並んだり、人材派遣業関係では外国語が話せる高齢者の派遣サービスや店頭のタブレット端末を使って外国語を翻訳するサービスなどを手がける様々な企業が出展していた。IT企業などで作る「ジャパンショッピングツーリズム協会」は「今インバウンド市場に出なければ取り残されるという危機感がある」という。

中小企業におけるインバウンド対応では、9割以上の企業が現在売りに結び付けるような取り組みを行わず、今後も取り組む予定がないのが実情だ。その理由として、ノウハウの不足、資金不足や人材不足が理由のようである。

2020年開催の東京オリンピックに向けて経済効果も見込まれる中、検討してみたいかがでしようか。

ふるさと納税



葵総合税理士法人 税務会計部 都築 将史

1. ふるさと納税とは

ふるさと納税とは、自分の好きな地方自治体に対し寄付をすることで、寄付金額から2,000円を控除した金額の分だけ、所得税と住民税の控除を受けられる制度のことです。多くの場合、寄付をした金額に応じて、地方自治体からお返しとして特産品を受け取ることができます。つまり自己負担2,000円で自治体から特産品をもらうことができますこととなります。もらった特産品が2,000円相当以上のものであればお得ですね。

2. ワンストップ特例制度の創設

ふるさと納税による所得税と住民税の控除を受けるためには確定申告をする必要がありますが、以下の要件に該当すれば確定申告が不要になるワンストップ特例制度が創設されました。（寄付する際に「寄付金税額控除に係る特例申請書」を地方自治体へ郵送する必要があります。）

【ワンストップ特例制度の適用要件】

- ①ふるさと納税の寄付金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しない者
- ②ふるさと納税を行った地方自治体が5ヶ所以内であること

もともと確定申告をする必要の無い人であれば、ふるさと納税をする地方自治体を5ヶ所以内にするだけで確定申告をする必要は無

くなります。ただし、医療費控除や、住宅ローン控除の適用を受けるために確定申告が必要となった時や、ふるさと納税した地方自治体が6ヶ所以上になった時は、今まで通り確定申告をしなければなりません。また、特例の適用開始は平成27年4月1日となっていますので、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行った場合は特例の対象外となりますのでご注意ください。

3. 限度額について

ふるさと納税自体は金額に際限なくできるのですが、控除される所得税と住民税の金額には限度額があります。限度額を超えてしまいますと自己負担額が2,000円よりも増えることとなりますので、ふるさと納税のメリットを最大限活かすためには、限度額内でふるさと納税を行う必要があります。限度額の目安となる金額や、その他ご不明な点につきましては、税理士法人各担当者までお問い合わせ下さい。

4. ふるさと納税してみませんか？

ふるさと納税は納税者にとってメリットの大きい制度です。是非一度チャレンジしてみたいかがでしょうか。

■ふるさと納税する地方自治体選びに

- ・ふるさとチョイス

(<http://www.furusato-tax.jp/>)

- ・さとふる (<http://www.satofull.jp/>)

マイナンバー制度の実務対応②



葵総合税理士法人 税務会計部 梅田 裕二

平成27年10月5日より、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）がスタートしました。

平成28年1月1日より届出書等に個人番号を記載することになりますが、それに先立ち、通知カードが皆さんに発送され、個人番号が付番されます。

通知カードは、各世帯に簡易書留で発送され、11月中の発送完了を予定しているそうです。

《発送形式》

- 【対象者】 : 10月5日時点で国内に住民票を有している方
- 【発送方法】 : 10月5日時点の住民票記載の住所に世帯ごとに簡易書留で発送
- 【同封物】 : ①宛名台紙、
②通知カード+個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
+音声コード台紙
③説明用パンフレット
④個人番号カード申請書の返信封筒

*通知カードの発行事務等は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が行います。
発送状況確認 (<http://www.kojinbango-card.go.jp/>)

○個人番号カード交付には申請が必要

通知カードはJ-LISより‘世帯ごと’に簡易書留で発送されるため、世帯主宛に送付された封筒に世帯人数分の通知カード、個人番号カード交付申請書等が同封されています。

申請時には、交付申請書に必要事項を記入し（顔写真要貼付）、返信用封筒で世帯分を一括郵送できます。

申請後、各市区町村より個人番号カード交付通知書が申請者ごとに発送されます。

その交付通知書と通知カード、身分証明書（運転免許証、保険証等）を各市区町村の窓口へ持参し、本人確認を行った上で個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードを受け取ると通知カードは不要になるため、各市区町村に返納します。

上記の「交付時来庁方式」に加え、改正政省令の公布・施行により「申請時来庁方式」、「居所経由申請方式」、「勤務地経由申請方式」が認められることとなりました。

「申請時来所方式」

＜申請時持参書類例＞

- ・通知カード
- ・個人番号カード交付申請書
- ・顔写真
- ・印鑑（認印）
- ・本人確認書類
- ・住民基本台帳（お持ちの方のみ）



【おもて面】

*必要書類は、ご提出される各市区町村によって違います。
必ずご提出先へお問い合わせください。

→平成28年1月以降、個人番号カードの準備が整い次第、個人番号カードが、
‘本人限定郵便’で郵送されます。

「居所経由申請方式」

東日本大震災の被災者や、DV被害者等の住所地の各市区町村の事務所に店頭することが困難な者について、当該者の住所地の属する各市区町村を経由してカードの申請を行うことができる方法です。

「勤務地経由申請方式」

本人が個別に申請せず、勤務先企業等が従業員等の個人番号カードの交付申請書を取りまとめ、一括申請を行うことができます。その場合も平成28年1月以後に本人が各市区町村へ出向き、窓口で本人確認が行われたうえで個人番号カードが交付されます。

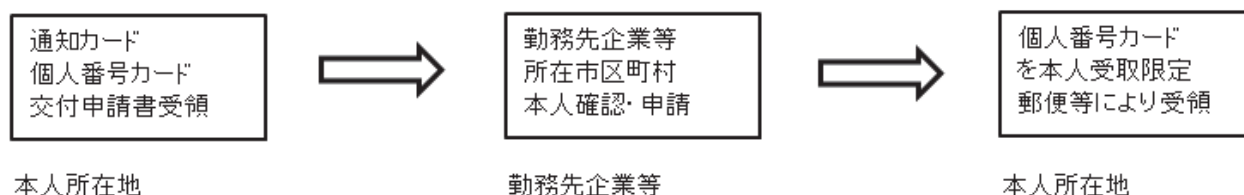
さらに市区町村との調整を経て各市区町村職員が勤務先企業等に出向き、従業員等の本人確認を行うことによって、一括申請従業員等は平成28年1月以後に本人受取限定郵便等で、個人番号カードの交付を受けることもできます。

取りまとめ申請のみの場合、本人確認は各市区町村の窓口で「交付時」に1回行われることとなりますが、各市区町村職員が出向いた場合は「申請時」に1回行われることとなります。

また、「申請時来庁方式」、「居所経由申請方式」とともに、本人確認は「申請時」に1回行われることとなります。

いずれの場合でも、申請から交付まで、すべてを郵送で行うことは出来ません。

*勤務地経由申請方式のイメージ



法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ

本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への 個人番号の記載は必要ありません！

改正の概要

平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行後の平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました（個人番号が記載不要となる税務関係書類は、以下のものです。）。

なお、税務署に提出する源泉徴収票などには個人番号の記載が必要ですので御注意ください。

（参考）

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。

個人番号の記載が不要となる税務関係書類 （給与などの支払を受ける方に交付するものに限りです。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

※ 未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成 28 年 1 月施行予定

※ 個人情報の保護に関する法律第 25 条に基づき、本人から自身の個人番号を含む情報として源泉徴収票などの開示の求めがあった場合には、本人の個人番号を記載して開示することが可能です。

※ 電子申告・納税等開始（変更等）届出書についても個人番号の記載は不要です。

改正についてのQ&A

Q 1、なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか？

A 1、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報の漏えい又は滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。

Q 2、改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか？

A 2、従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないことをご説明ください。

Q 3、税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないことになるのでしょうか？

A 3、今回の改正は支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。

なお、支払いを受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行って頂く必要があります。

今号は平成27年10月2日現在の情報をもとに作成しております。

今後、新たに出される情報によって、運用規定等が変更になる場合は、随時皆様にお知らせしていきたいと思っております。

ご不明な点は、葵総合税理士法人担当者までお問い合わせ頂きます様よろしくお願いたします。



税務職員を装った者からの年金・マイナンバー制度アンケート等と称する不審な電話や「振り込め詐欺」などにご注意ください。税務職員が年金・マイナンバー制度アンケート等と称して電話することはありません。

参照 国税庁ホームページ

マイナンバー制度導入後の年末調整留意点

葵総合税理士法人 税務会計部 梅田 裕二

◇社会保険・税番号制度（マイナンバー制度）導入にともない平成28年からかわる事項

1、源泉徴収事務での取扱い

- ・扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は平成28年1月以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。また、この申告書の提出を受けた給与の支払者はその申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります。

(注) 1 平成27年12月以前であっても、給与所得者の個人番号が記載された「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けても差し支えありません。

2 他にも乙欄適用者の方、途中入社、途中退社の方、遠方の御高齢の尊属を扶養されている方等、個人番号の把握が難しい場合が考えられます。平成27年の年末調整事務からご準備を始めてください。

○平成27年の年末調整業務におきましては、個人番号は必要ありません。

【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載例】

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	フリガナ あなたの氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月20日	配偶者の姓 本人
千代田	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 123456789012	あなたの住所 東京都千代田区麹町3-1-1	
区分等	氏名及び年齢 国税 花子	給与の支払者の「個人番号」又は法人番号を付記します。	給与所得者の「個人番号」を記載します。	
A 控除対象配偶者	234567890123 1 国税 一郎	49-10-18	東京都千代田区麹町3-1-1	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平13.1.1以後生)	456789012345 2 国税 次郎	子	同上	
	567890123456	子	同上	
16歳未満の扶養親族(平13.1.2以後生)				

参照 国税庁ホームページ

マイナンバー対応パソコン

株式会社コスモシステム 佐藤 修

マイナンバーへの対応の準備はお済でしょうか。10月5日以降順次マイナンバーの通知が始まっていますが、実際にお手元へ届くのは10月中旬から11月末までもしくはそれ以上かかるかもしれません。

書類にマイナンバーを記載して提出する必要が生じるのは、あくまで平成28年1月1日以降ですが、特定個人情報の取扱いに関する安全管理措置は事前に整えておく必要があります。つまりタイムリミットは今年中ということになります。

安全管理措置にはA:基本方針の策定 B:取扱規定の策定 C:組織的安全管理措置 D:人的安全管理措置 E:物理的安全管理措置 F:技術的安全管理措置があります。

今回はF:技術的安全管理措置に対応したパソコンのご紹介をさせていただきます。

AZBOX (アズボックス) マイナンバー業務システムPCは、マイナンバー取扱業務に必要な「技術的安全管理措置」に対応するための各種セキュリティ対策ソリューションをセット化し、セットアップして提供するパソコンです。以下は標準で搭載されるセキュリティ対策機能とその目的の一覧です。

- 手のひら静脈認証：「なりすまし」防止、登録された担当者のみ操作可能
- ウイルス対策①：既知のマルウェアに対応したセキュリティ対策
- ウイルス対策②：未知のマルウェアに対応したセキュリティ対策

- メール機能非搭載：標準型メール攻撃・マクロウイルスによる情報漏洩を防止
 - USBポートの制限：USB経由でのデータ抜き取りによる情報漏洩を防止
 - URLフィルタリング：有害サイトアクセスによるウイルス感染を防止
 - Bluetooth/無線LAN利用不可：外部からの侵入、データ持出しを防止
 - マイク/WEBカメラ利用不可：盗聴/盗撮による情報漏洩を防止
 - アクセスログ管理：万が一問題が起きた際に証拠調査可能
 - HDD暗号化：紛失時の情報漏洩を防止
- 以上でマイナンバーのガイドラインにある「技術的安全管理措置」の、①アクセス制御 ②アクセス者の識別と認証 ③外部からの不正アクセスなどの防止 ④情報漏洩等の防止に対応するものとなっています。

価格は、1台あたり¥298,000と今時のパソコンとしては高いという印象ですが、搭載されるセキュリティ対策のハード・ソフトを積み上げていくと総額¥550,000に相当するものです。

あくまで参考にしていただく情報ですが、ご興味があればご一報ください

株式会社コスモシステム 佐藤
Tel : 052-331-1741

ガイドラインは以下のサイトを参照ください
<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/document/>

医療・介護の人手不足と マネジメント



(株)葵経営コンサルタンツ 中島 和人

厚生労働省職業安定局が昨年取りまとめた「働きやすい・働きがいのある職場づくりに関する調査報告書」によりますと、中小企業における常用労働者の離職率は全産業で7.2%であり、医療・保健は9.3%、福祉は11.8%と医療・福祉は、他産業に比べ高い離職率を示しています。

また採用状況についても愛知県の有効求人倍率※1は、全産業が1.53倍であるのに対して、看護職は3.95倍、介護職が3.43倍と看護職はもとより介護職においても高い倍率となっており、介護事業者の72.2%が「採用が困難である」と回答している調査※2結果もあります。

潜在看護師の存在や、介護事業者が急増している点、また介護職の給与の相対的な低さといった点、さらに昨今の景気の回復もこの状況の要因なのでしょうが、市場の拡大による事業者の増加や生産人口の減少を考えれば、将来にわたっても人手が足りない状態が続くことを想定すべきと考えます。

この大きな環境変化は、人余りの経営環境下の中で有効であった、優秀な人材をどう採用するかといった観点から、いかに職員の離職を防止し、今いる職員のモチベーションを高め、保有する能力を最大限発揮させられるのかといったマネジメントに切り替える必要を経営者が迫られているのかもしれない。

ではそのようなマネジメントとはどのようなものなのでしょう。いくつかの方策があるのでしょうが、ここでは2つの観点を紹介したいと思います。

ひとつは先にあげた「働きやすい・働きがいのある職場づくりに関する調査報告書」が示している、「働きがいのある」「働きやすい」と職員に感じさせる施策を実行することが、職員の働く意欲を高め、離職率を下げ、結果として会社の業績を高める。といった観

点です。この報告書では、会社と職員双方に行ったアンケート調査からこの結論を導き出しており、「評価・処遇制度」、「人材育成制度」、「業務管理・組織管理」、「人間関係管理」といった雇用管理の項目ごとにどのような施策の整備がより職員に「働きがい」「働きやすさ」を感じさせられるのかといった点について報告がされています。

もう一つは日経ヘルスケアの2015年9月号「特集 離職防止大作戦」という記事です。(株)原田教育研究所の原田隆史氏の考え方を紹介した内容で、それは職員の「存在感」と「不安感」に注目し、職員の「存在感」を高め「不安感」をなくすことが、「働きやすさ」と「働きがい」を生み出すことにつながっていくというものです。

記事では「存在感」をアップさせる対処法の例として・小さなことでも褒める。・一人ひとりに役割を持たせ評価する。・責任のある仕事を任せる。・小チーム活動を増やし、一人で孤立させない。などをあげています。

また「不安感」を低下させる対処法の例として・職員の話をよく聞く。・皆が必ず守るルールを文書化する。・明確な評価制度を確立する。・全員で早朝の掃除をする。・定期的に席替えをする。などをあげています。

深刻な人手不足の医療・介護業界ですが、各種調査でも、たとえば離職率については数値が高い事業所とそうでもない事業所の2極に分かれています。この差の要因にはマネジメントの違いがある。という見方もできるのではないのでしょうか。そうであるならば、まずは組織のトップが明確な目的意識を持ち、リーダーシップを発揮して、施策を地道に実行していくことが、より必要となっていくのではないのでしょうか。

※1平成27年3月の数値

※2介護労働実態調査 2014年

賃料増減額請求権

弁護士 長谷川 留美子

賃貸借契約は、継続的な契約です。そのため、時間の経過によって、最初の契約で定めた賃料が不相当に感じられるようになることがあります。

借地借家法には、土地や建物の賃料が、土地や建物に対する租税その他の公課・負担の増減により、又は土地や建物の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、あるいは近傍類似の土地建物の賃料に比較して不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、賃貸借契約の当事者は、将来に向かって賃料の額の増減を請求することができる、という定めがあります。従って、最初の契約で定めた賃料が、これらの規定に定められたような事情によって低過ぎるようになったと思われるならば増額請求が、高過ぎるようになったと思われるならば減額請求が、それぞれできます。

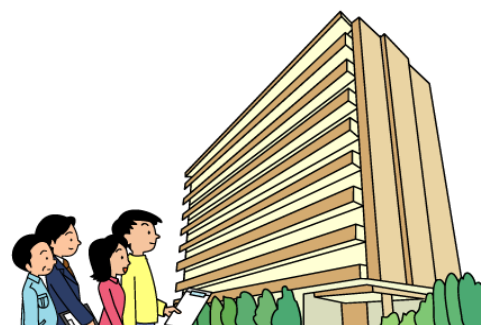
バブル経済の頃は、地価がどんどん値上がりしましたので、賃料増額請求事件が多かったのですが、デフレ経済の頃は、賃料減額請求事件が散見されました。

賃料増減額請求は、その請求の意思表示をすることによって、意思表示が到達したときに、客観的に相当な額まで、増減額の効果が発生します。しかし、客観的に相当な額がいくらなのかについては、賃貸人と賃借人とは見解が一致しないことも多いと思います。まずは話し合いによって決め、話し合いで決まらないときは、裁判所に調停を申し立てて、調

停の中で話合って決めます。それでも決まらないときは、訴訟で決めます。

増額請求がなされたものの協議が整わないとき、増額が確定するまでの間は、賃借人は、自分が相当と考える金額を支払っていません。しかし、支払った賃料の額が最終的に確定した賃料の額に不足するときは、不足額に年10%の利息を加算して支払わなければなりません。逆に、減額請求について協議が整わないときは、賃貸人は相当と考える金額を請求できますが、受け取った賃料の額が最終的に確定した額より多かったときは、多すぎた金額に10%の利息を加算して賃借人に返還しなければなりません。

ところで、一定の期間賃料を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従います。又、〇年ごとに〇%ずつ賃料を値上げする、などの特約も、それに従った金額が相当であれば一応有効とされます。しかし、賃料増減額請求権は強行法規ですので、いろいろな特約の効力については、ケースバイケースというしかありません。



(随想)

習近平中国主席について思う

センター会長 杉浦 正康

最近の中国の在り方はどう見ても異常とし
か言いようがありません。小生は大学で中国語を選択したこともあって本来中国に対してどちらかと言えば好意的な立場で接してきた一員です。

しかし、習近平氏が中国の主席に就任して
からの言動はどうも小生には正当な中国の在
り方とはまったく違う異質なものであるか
としか思えないのです。「アメリカと中国の大国同士で太平洋地域を二分しようではないか」との提案をオバマ大統領にしたとの報道がそもそも違和感を持ち始めたきっかけでした。尖閣列島をめぐる日本とのトラブルへの対処の仕方や南シナ海での「島」をめぐる領有問題でもその周辺地域の国々をすべて敵にまわすやり方であり従来の中国の在り方とはまったく異なった非友好的な態度での外交手法に終始しています。

第二あるいは第三の経済大国という立場に
まで成長した巨大国家のトップとは思えない
異常な傲慢ぶりです。鄧小平以来、胡耀邦・趙紫陽→江沢民→胡錦濤とつないで来たトップの様相が完全に変質してしまったとしか思えない変貌ぶりです。特に日本に対する接し方は攻撃的で徹底的にやっつけようとの態度に終始し、日中間の友好関係を一気にぶち壊す
ようなやり方です。これはいつにかかって習近平氏一人の考え方の異常さからくるものではないかと理解しています。彼がたきつけて反日ムードを作り出し以前からつちかわれて

きた友好ムードを一挙に壊す方向に誘導してしまいました。安倍政権のやや右翼的な立ち位置をさらにひどくさせる方向に迫りやり、安保法制を推進する口実づくりに協力したよ
うな結果になりました。

習近平主席が最初に訪米した時のオバマ大統領の接し方は友好的なムードだったのが、今回の訪米時のオバマ大統領はほとんどまともな笑顔を見せず緊張の面持ちだったことが印象的でしたし、これが概ね現在の諸外国の人たちの気分を代表していると言っても良いのではないかと思います。

中国の国内的に見ても同様で、腐敗分子の
摘発や処分は必要なことですが、それに名を
借りて己の権力を強化する方向を追求し独裁
者になろうとしているとしか思えませんし、何にもまして重大なのは現在の中国を少しでも良くしたいと願う人士の言動に対して逮捕や投獄を繰り返して言論の自由を完全に圧殺しようとしている問題です。中国国民の人権が尊重され自由にモノが言える社会にしようとする試みをすべて弾圧してしまうやり方はどう最悪目に見ても異常であり本来許されるべきことではないと思います。

もともと中国に対して友好的な気持ちの持ち主であった小生も、習近平主席のやり方はどう考えても許せませんし、何とかして彼を
誅首にしてまともなトップがとって代わらな
いと中国自体の行く末が心配になりますし、
全世界にとっても不幸なことだと思います。

康友会入会のご案内

康友会は当事務所の顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会戴きますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）が優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行におけるの補助。

特典5・過去の研修会、セミナー等のテープ・ビデオの無料貸し出しetc・・・

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室の使用無料。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

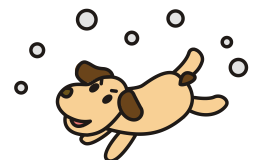
11月、12月の税務・労務

1 1月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日◇平成27年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇個人事業税第2期分の納付
◇平成27年9月決算法人の事業所税申告及び納付
◇所得税予定納税額（第2期分）の納付
◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
◇特別農業所得者の予定納税額（第1期分）の納付

1 2月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付（納期の特例を受けている者を含む）
- 28日◇官庁御用納め
（保険料控除申告書、住宅週等控除申告書等の提出・・・今年最後の給与の支払を受ける日の前日まで）
◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）
- 1月4日◇平成27年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月・決算法人の消費税中間申告（400万円超）
◇固定資産税及び都市計画税第3期分の納付





ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成27年 11月 16日 (月)
 平成27年 12月 15日 (火)
 平成28年 1月 13日 (水)
 弁護士 長谷川 留美子

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成27年 11月16日 (月)

葵総合経営センター今後の行事予定

11/12(木)	ツボ教室「東洋医学・気の世界 第八部 昼の部」第2回
〃	ツボ教室「東洋医学・気の世界 第十八部 夜の部」第2回
11/16(月)	無料法律相談日 無料よろず相談日
12/10(木)	ツボ教室「東洋医学・気の世界 第八部 昼の部」第3回
〃	ツボ教室「東洋医学・気の世界 第十八部 夜の部」第3回
12/15(火)	無料法律相談日 無料よろず相談日
1/13(水)	無料法律相談日 無料よろず相談日
1/14(木)	ツボ教室「東洋医学・気の世界 第八部 昼の部」第4回

● 税務相談	税 理 士	杉浦 康晴
	税 理 士	杉浦 正康
	税 理 士	古田 益三
	税 理 士	結城 典裕
● 労務相談	特定社会保険労務士	杉浦 玲子
	社会保険労務士	都築 玲香
● 法人関係手続相談	行 政 書 士	加藤 紀男
● ライフプランの相談	ファイナンシャルプランナー(CFP)	二村 晃司
● 医療・介護経営相談	医療経営コンサルタント	中島 和人
● 相続相談	相続診断士	横尾 泰幸
● 法律相談	弁 護 士	長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

◎ 休日のお知らせ

11 月							12 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

梅田裕二 中島和人 早川 毅 加藤紀男
 都築玲香 石川雅恵 都築将史 松谷麻美

11月に入り、今年も残りあとわずかとなりました。今年では体調・体重管理をきちんとしようと心がけていましたが、どちらもいまいちな結果となりました。来年も同じ目標を立てずに済むよう、残り2カ月ではありますが、気合を入れて過ごしたいと思います。

石川 雅恵